

**防災行政無線戸別受信機の貸出しを行います**

防災無線の放送がどうしても聴こえない、聴き取りづらい世帯に対し、確実に緊急情報が伝わるよう戸別受信機の貸出しを行います。

【対象】①市内に住所があり、単身、もしくは全員が聴覚障害者である世帯※障害者手帳をお持ちください。

②土砂災害特別警戒区域内に居住する世帯

③防災行政無線の難聴地域と認められる世帯（放送の音量レベルと通常時の騒音レベルの差が10デシベル未満）

【申込み】市役所第一棟2階安全安心まちづくり課防災係で、6月3日（月）～28日（金）の間に申請書の配布及び受付を行います。

【戸別受信機の貸出時期】申請書の内容を確認し、貸出決定後に順次行うため、8月ごろを予定しています。

【問合せ】安全安心まちづくり課防災係 ☎ 551・1638 ※無線放送の内容が確認できる「防災行政無線音声確認ダイヤル ☎ 539・2061、2062」もご利用ください。

**水防訓練が実施されます**

全国各地でゲリラ豪雨による河川の氾濫や市街地における水害が多く発生しています。そのような水害の発生が予想される季節を前に、福生市、福生消防署、福生市消防団及び関係団体が連携

し、水防訓練を実施します。ご家庭にあるゴミ袋、買い物袋等を利用した簡単な住宅浸水防止工法も行いますので、ぜひご覧ください。

【日時】6月16日（日）午前9時30分～11時45分（雨天決行）

【場所】福生かに坂公園※駐車場に限りがあるため徒歩・自転車等でお越しください。

【訓練参加地区】永田地区・長沢地区・加美第一地区・加美第二地区・志茂第一地区 ※各地区の代表者が訓練を行います。

【問合せ】安全安心まちづくり課防災係 ☎ 551・1638（日）～8日（土）

**危険物安全週間 6月2日**

▼平成25年度東京消防庁危険物安全標語

「危険物 正しく使って事故防止」（葛飾区在学岡本怜子さん）

危険物にはガソリン、灯油等の燃料、可燃性ガスが入っているスプレー缶やエアロマイイルなどがあります。その危険性を意識せず使用したことによる火災が毎年発生しています。

また、ドライバーが自分で給油するセルフ式ガソリンスタンドが増えています。

●**事故事例**：セルフ式ガソリンスタンドでガソリンを給油する際、子どもにノズル操作をさせたところ、ノズルを握ったまま引き抜いたため、ガソリンが子ども顔にかかってしまった。

▼セルフ式ガソリンスタンドでは、次の事項に注意し

て給油を行いましょ。○示された給油場所に停止し、必ずエンジンを切る。

○給油キャップを開ける前に、静電気除去シート等に触れてから給油を始める。

○給油ノズルは、給油口の奥まで差し込む。

○注ぎ足し給油はやめる。自動車等の燃料タンクが満タンになると、オートストップが作動します。その後の注ぎ足し給油は、燃料が給油口の外に吹きこぼれることがあり危険です。

○給油が終わったら給油キャップの置き忘れに注意する。しめ忘れのまま走行すると、給油口から燃料やその可燃性の蒸気が漏れるおそれがあります。

【問合せ】福生消防署予防課 ☎ 552・0119

**安全安心まちづくり 落書きは「犯罪」です！**

市内で落書き被害が多発しています。落書きはれっきとした「犯罪」（器物損壊罪）です。消去に大変な手間と費用がかかるだけでなく、景観を大きく損ない、不快感や不安を与えます。

また、落書きの放置は、監視が行き届かない無関心な場所であることを示し、空き巣やひったくりなどが起きやすい環境をつくる原因となります。

落書きの現場を見かけた方は、迷わずすぐに110番通報してください。

【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係

㎡相当分までを限度として、翌年度分に限り、固定資産税の税額を3分の1減額します。

**③省エネ改修工事をした場合**

平成20年1月1日以前に建築した住宅（賃貸住宅を除く）について、平成20年4月1日～平成28年3月31日の間に、「窓の断熱改修工事」または「窓の断熱改修工事及び床、天井または壁の断熱改修工事」（改修工事に要する費用が50万円以上のもの）が終了した場合、一戸当たり120㎡相当分までを限度として、翌年度分に限り、固定資産税の税額を3分の1減額します。

なお、新築住宅及び耐震改修工事等の減額を受けている場合は適用されません。

また、バリアフリー改修と省エネ改修を同年に行った場合は、それぞれ税額を3分の1減額し、合わせて3分の2を翌年度の固定資産税額から減額します。

**【申告方法】**

申告書は市役所1階4番課税課資産税係窓口にあります。各改修工事とも、要件を満たしていることがわかる次の書類等を添付して、改修後3か月以内に申告してください。

①耐震基準に適合した工事であることを証明するもの、領収書等

②高齢者、障害者等であることを証明する書類（住民票や手帳の写し等）、工事内容等を確認できる書類、領収書等。なお、申告後、市職員により実地調査をさせていただきます。

③現行の省エネ基準に適合する改修工事を行ったことを証明するもの、領収書等

※減額措置や申告方法、添付書類等の詳細についてはお問い合わせください。

【問合せ】課税課資産税係 ☎ 551・1614

**住宅改修に対する 固定資産税減額のお知らせ**

現在お住まいの住宅のうち、次の要件を満たす改修工事を行った場合、申告により翌年度分以降の固定資産税を減額します。

**①耐震改修工事をした場合**

昭和57年1月1日以前に建築した住宅について、平成22年1月1日～平成27年12月31日の間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合するよう一定の改修工事（1戸当たり50万円以上のもの）を行った場合、一戸当たり120㎡相当分までを限度として、下表に掲げる改修時期により翌年度分以降の固定資産税の税額を2分の1減額します。

改修時期	減額年数
平成22年1月1日～平成24年12月31日	2年間
平成25年1月1日～平成27年12月31日	1年間※

※対象となる家屋が建築物の耐震改修に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格家屋である場合、減額年数を2年間とします。

**②バリアフリー改修工事をした場合**

平成19年1月1日以前に建築した住宅（賃貸住宅を除く）のうち高齢者、障害者等（65歳以上の方、介護保険法の要介護、もしくは要支援の認定を受けている方、または愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、もしくは原爆手帳を所持している方）が居住する住宅について、平成19年4月1日～平成28年3月31日の間に、一定のバリアフリー改修工事（補助金などを除く自己負担が50万円以上のもの）が終了した場合、1戸当たり100

○市内の地区別 空き巣・ひったくり発生状況 (平成25年4月末現在)

地区	面積 (km <sup>2</sup> )	空き巣狙い	前月末比	ひったくり	前月末比
本町	0.16				
志茂	0.28				
牛浜	0.23				
武蔵野台	0.49				
福生	1.80				
熊川	2.57	1			
北田園	0.32				
南田園	0.41				
加美平	0.61				
東町	0.05				
合計	6.92	1	0	0	0

☎ 551・1691、福生警察署生活安全課防犯係 ☎ 551・0110

**6月の納税のお知らせ**

6月は市・都民税（第1期）の納期です。納期限は7月1日（月）です。お忘れのないようご納付ください。

口座振替は7月1日（月）の予定です。残高不足にご注意ください。※納期を過ぎると延滞金が課されます。

市・都民税（特別徴収、法人市民税を除く）、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、介護保険料はコンビニで納められます。休日、夜間を問わず、日本全国の店舗で納められます。

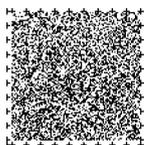
【取扱店舗】エブリワン、暮らしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セーブオン、セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン ※コンビニでは以下に該当する場合納められません。

- ・取扱期限（納期限）を過ぎた場合
- ・納付書にバーコードが印字されていない場合
- ・バーコードが印字されていても読み取れない場合
- ・税（料）額が30万円を超える場合
- ・金額の訂正がある場合

**【ご注意ください！】**

納付書は期別ごとに1枚ずつ分かれていますので、紛失にご注意ください。また、お支払いの際には、期別・内容を十分ご確認のうえ、ご納付ください。

【問合せ】収納課 ☎ 551・1578



**納税は 納期内で 元気な福生**

防災情報の配信など、生活に役立つ「ふっさ情報メール」をご利用ください（登録方法はふっさわたしの便利帳、市ホームページ等をご覧ください）